

## 輸入食品に対する検査命令の実施について

以下の輸入食品については、本日より食品衛生法第15条第3項の検査命令を輸入者に対して実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯等
タイ産 PUK WHAN <sup>(1)</sup> 及びその加工品（簡易な加工に限る。）	クロルピリホス	今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスの検出(0.04ppm,0.10ppm)が確認されたため、検査命令を実施するものである。 なお、残留農薬が基準値を超えて検出された食品は、全量について既に消費済であるとの報告を受けている。
ベトナム産落花生加工品（TAN-TAN FOODSTUFFS CO.,LTD.で製造されたものに限る。）	アフラトキシン	今般、輸入者による自主検査の結果、左記製造者において製造されたローストピーナツ（えび味、野菜味、いか味）から、発がん性を有するカビ毒の一種であるアフラトキシンの検出(B <sub>1</sub> として各 15、25、150ppb)が確認されたため、検査命令を実施するものである。 なお、全量、保税倉庫に保管されていることから、全量について廃棄又は積み戻し等の指示を行った。

## &lt;参考1&gt;

## (1) タイ産 PUK WHAN の違反事例

## ① 1件目の違反

輸入者：美味商事株式会社

届出数量及び重量：9カートン、 27 kg

検出値：クロルピリホス 0.04ppm（基準値：0.01ppm）

届出先：名古屋検疫所 名古屋空港検疫所支所

違反確定日：平成15年4月14日

② 2件目の違反

輸入者：美味商事株式会社  
届出数量及び重量：6カートン、 24 kg  
検出値：クロルピリホス 0.10ppm（基準値：0.01ppm）  
届出先：名古屋検疫所 名古屋空港検疫所支所  
違反確定日：平成15年12月12日

(2) ベトナム産落花生加工品の違反事例

品名：ローストピーナツ（えび味、野菜味、いか味）  
製造者：TAN-TAN FOODSTUFFS CO.,LTD.  
輸入者：ユニバーサル商会株式会社  
届出数量及び重量：えび味 80カートン、345.60 kg  
野菜味 60カートン、259.20 kg  
いか味 40カートン、172.80 kg  
検査結果：アフラトキシン 陽性（B<sub>1</sub>として各15、25、150ppb 検出）  
届出先：神戸検疫所  
違反確定日：平成15年12月11日

<参考2>

(1) タイ産 PUK WHAN の輸入実績等

（平成15年4月17日～平成15年12月12日：速報値）

品目	届出件数	届出重量(t)	違反件数
PUK WHAN（生鮮）	80	1.7	2

(2) ベトナム産落花生加工品の輸入実績等

○ベトナム産落花生加工品の輸入実績

（平成15年1月1日～平成15年12月11日：速報値）

品目	届出件数	届出重量(t)	違反件数
ローストピーナツ	8	4.3	3

（全貨物が TAN-TAN FOODSTUFFS CO.,LTD.にて製造されたものである）

(\*) PUK WHAN（別名：アマメシバ）とは

トウダイグサ科の野菜であり、蒸しものにされた卵料理に利用されたり、スープに加えられたりする。食用部位は葉及び茎である。

なお、大量長期に摂取することが可能な当該野菜の粉末等については、食品安全委員会より平成15年9月4日付け府食第83号において、閉塞性細気管支炎との因果関係は否定できないと評価され、同年9月5日、薬事・食品衛生審議会の答申を受け、現在、食品衛生法第4条の2第2項に基づき当該食品の販売を禁止している。